

市川市放射線量低減実施計画

平成24年5月

○放射線量低減実施計画について

1. 放射線量低減に向けての市の姿勢

市川市では、平成23年9月2日に「市川市放射線量低減の取り組みに係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、追加被ばく線量を1mSv/年以下に抑えるための低減対策を行う目安値を0.26 μ Sv/時未満と定め、超える施設について優先的に低減対策を行ってきました。

さらに、同年11月4日には、国の放射線対応への動向や市施設の放射線量の状況などを勘案し、市民の年間追加被ばく線量の低減対策に取り組むために基本方針の見直しを行い、目安値を0.23 μ Sv/時に変更しました。

また、低減対策に取り組むための組織として、11月7日に総務部危機管理課に「放射能対策担当室」を設置し、情報の一元化を図るとともに、放射線量低減対策の計画立案、市民への対応などに取り組んできました。

平成24年4月1日からは、新たに設けた市長直轄の「危機管理室」に「放射能対策課」を改めて設置し、基本方針の目標達成に向けて低減対策を進めています。

2. 放射線量低減への取り組み方針

市では「基本方針」の目標である「1年後を目途に追加被ばく線量を1mSv/年以下にする」を達成するため、「放射線量低減実施計画」を策定し、計画的に実施するとともに、次のとおり積極的に追加被ばく線量の低減対策に取り組めます。

- ① 空間放射線量が0.23 μ Sv/時以上（地表面から50cm又は1mの高さ）となる市の施設については、優先的に低減対策に取り組めます。
- ② 空間放射線量が0.19 μ Sv/時以上、0.23 μ Sv/時未満（地表面から50cm又は1mの高さ）となる市の施設については、局所で比較的高い線量を示すおそれのある箇所の低減対策に取り組めます。
- ③ 上記の取り組みに加え、引き続き市内の空間放射線量の調査を行っていきます。

なお、市内の国、県などが管理する公的施設や私立の学校、幼稚園などについては「基本方針」に沿った取り組みを行うよう要請するとともに、低減対策に関する相談に応じていきます。

「放射線量低減実施計画」については、今後も国や県、東京電力の対応を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

3. 各施設における放射線量低減の取り組み

【小・中学校、幼稚園、保育園について】

市ではこれまで、子どもたちの年間追加被ばく線量を減らすため、必要に応じて保護者の協力を得ながら、側溝の清掃や草刈、砂場の砂補充など、日常の環境整備を充実させるとともに、校庭の表土や側溝の土砂を撤去し、その土を一時保管場所に運搬するなどの低減対策を行ってきました。その結果、平成24年3月31日

現在、低減対策を行う目安値である、校庭等の空間放射線量は $0.23 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満となり、子どもたちが一日の大部分を過ごす場所としてさらに厳しい目安値である $0.19 \mu\text{Sv}/\text{時}$ を計測した施設もないという状況です。

今後は、局所的に線量が高い場所についても低減対策を行っていきます。

○局所的に線量が高い場所での低減対策

- ・草刈、落ち葉の除去を行い、燃やせるごみとして処分する。
- ・校庭や園庭などの局所的に線量が高い場所で土砂の天地替えや覆土を行う。
- ・雨樋下や集水桝の周囲の土砂、屋上の土砂等の除去を行い、土のう袋に収納し施設内に埋めるなどして安全に保管する。

【公園等について】

公園については、清掃や草刈などの管理業務を徹底し、空間放射線量の低減対策を行ってきました。

測定については、比較的空間放射線量の高い北部から実施し、平成23年12月末に市内すべての公園等の空間放射線量調査を終了し、目安値を超える施設について低減対策を順次進めてきた結果、平成24年3月31日現在、低減対策を行う目安値である空間放射線量 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上の施設はなくなりました。

今後は、樹木の剪定や草刈、落ち葉の除去など日常の維持管理に加え、排水溝や砂場など局所的に線量が高い場所についても、清掃などにより一層の低減対策を図ることで、基本方針に定める $1\text{mSv}/\text{年}$ 以下を確実に達成できるよう努めます。

4. その他の取り組み



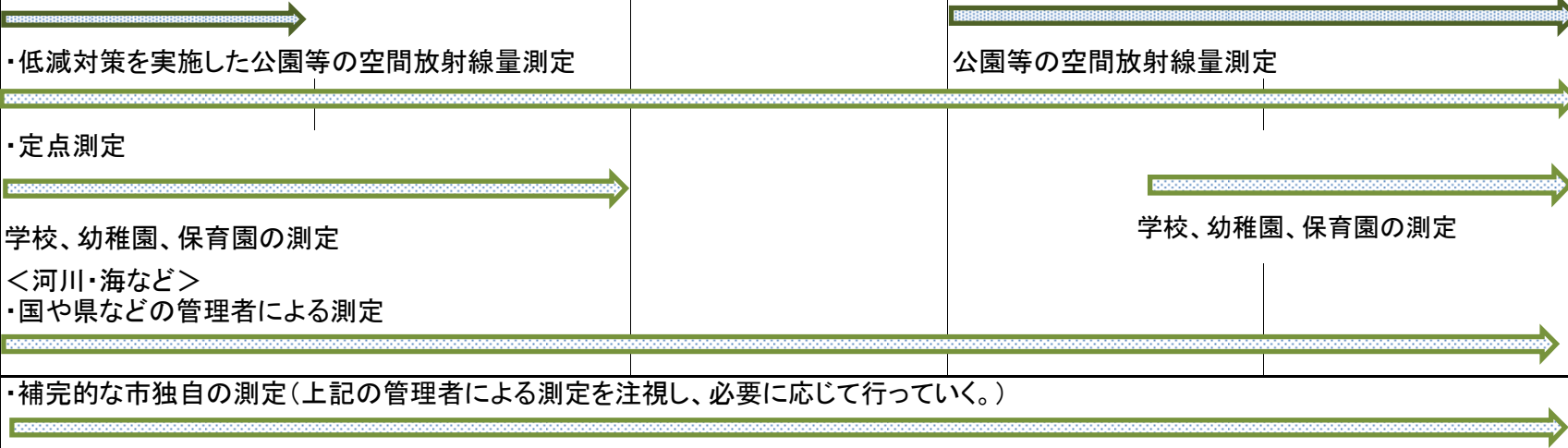

- ・シンチレーション式放射線量簡易測定器を市民などに貸し出します。
- ・家庭で行う低減対策への指導や情報提供を行います。
- ・市内の空間放射線測定値を市民向けGIS（いち案内）で公開します。
- ・河川、海などについて、国や県の管理者などが実施する測定結果を注視していくとともに、市は補完的に独自の調査を行っていきます。
- ・放射性物質に関する市民講座を開催し、知識の普及に努めます。

【問い合わせ先】

市川市 危機管理室 放射能対策課

電話：047-704-0007（直通）

○ 空間放射線量低減対策・測定等実施スケジュール

項 目	4月	5月	6月	7月	8月
学 保 幼 育 稚 校 園 園	 局所的な場所で低減対策を実施 ・集水樹の土砂撤去、雨樋下等の土の天地替え ・校庭、園庭の整備 ・砂場の整備、補充				
公 園	 局所的な場所で低減対策を実施 ・芝生、草地の深刈り ・落ち葉の除去 ・集水樹の土砂撤去、雨樋下等の土の天地替え ・砂場の整備、補充				
環 境 測 定	 ・低減対策を実施した公園等の空間放射線量測定 ・定点測定 学校、幼稚園、保育園の測定 <河川・海など> ・国や県などの管理者による測定 ・補完的な市独自の測定(上記の管理者による測定を注視し、必要に応じて行っていく。)				
そ の 他	 ・簡易測定器の貸し出し（市民・団体対象） ・市民の方が測定して放射線量が比較的高い場所が発見されたときには、報告があった場所を再度測定して線量を確認する。 ・個人が所有する敷地内で高い放射線量が確認された場合は、市から低減対策のアドバイスをを行い、個人での対策をお願いする。 ・公共的な場所で高い放射線量が確認された場合は、市で低減対策を実施する。				

【 凡 例 】  : 低減対策  : 測定  : 貸し出し